

第2回和光市景観審議会

平成23年10月12日（水） 404会議室

第 2 回 和 光 市 景 観 審 議 会			
開 催 日	平成 2 3 年 1 0 月 1 2 日 (水)	開会時間	1 4 時 0 0 分
会 場	市役所 4 階 4 0 4 会議室	閉会時間	1 5 時 3 0 分
委 員 の 出 欠	出席	欠席	事務局
	中西 輝明 森田 彰 浪間 貞 金子 功 久保 ゆみ子 渡辺 佳雄		建設部長 新井 芳明 建設部 次長兼都市整備課長 尾形 正弘 都市整備課 主幹 木村 信幸 副主幹 加藤 賢司 主査 野中 大介
			傍聴者 1 名
議 案	(1) 和光市景観マップの作成について (2) 今後の景観に関する取組について ア 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について イ 今後行うべき事業や景観審議会で討議すべき事項について		

発言者	議 事
事務局	お待たせいたしました。ただいまから第2回和光市景観審議会を開催いたします。 本日の審議会は、和光市景観条例施行規則第36条第5項の規定によりまして、委員の過半数が出席されておりますので、審議会は成立いたしております。 それでは、開会にあたりまして、市長よりご挨拶を申し上げます。
市長	皆様こんにちは。本日は、ご多用中にもかかわらず、和光市景観審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。 また、皆様には、日頃から景観を始めとします行政各般の推進にあたり、多大なご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。 本市におきましては、本年4月1日より第四次総合振興計画の期間に入っております。こちらは「みんなでつくる 快適環境都市 わこう」という大きな目標に向かいまして、今後10年間の当市における市政運営の基本方針及び施策を総合的にお示したものでございます。その中で景観に関します事項も位置付けられております。この厳しい財政状況の中、いかにして和光市の将来をしっかりと育てていけるような行政を創っていくのかを考え、市民参加を得ながら策定したものでございますので、景観

行政につきましてもこれを踏まえながら進めていこうと考えております。景観に関する取組につきましては、総合振興計画の中で「快適で暮らしやすいまち」という基本目標を実現するための重要施策として位置付けられておりますので、より良い事業推進のために皆様のお力をお貸しいただけますようお願い申し上げます。

さて、本日審議していただく案件は、『和光市景観マップの作成について』、『今後の景観に関する取組について、（ア）景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について、（イ）今後行うべき事業や景観審議会で討議すべき事項について』でございます。詳細につきましては、後ほど事務局からご説明いたします。

ぜひ忌憚のないご意見を頂きまして、それをしっかりと受け止めながら行政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

この後しばらく傍聴させていただきますが、所用があり途中で退席いたしますので、皆様のご意見につきましては議事録で拝見させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、議事に入ります。議事の進行につきましては、和光市景観条例施行規則第36条第4項により会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

森田会長

お久しぶりです。約1年ぶりとなりましたが、本日はお忙しい中、景観審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本日の議事が実りあるものとなり、また、スムーズに進行できますようご協力をお願いいたします。

議事に入ります前に事務局から報告がございます。

事務局

本日の審議会には傍聴の希望がございますので、傍聴者を入室させてよろしいでしょうか。委員の皆様にお伺いします。

委員一同

「異議なし」

事務局

ありがとうございます。それでは傍聴者に入室していただきます。

傍聴者入室

森田会長

それでは審議に入ります。まず、和光市景観マップの作成につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、和光市景観マップの作成につきましてご説明させていただきます。

景観マップは、昨年、皆様にご審議いただきました景観10選と同様に、啓発活動の一環とし、まず市民の皆様に景観に関する興味を持っていただくということを目的とし、作成するものです。

なお、事業費につきましては全額、埼玉県緊急雇用創出基金市町村事業費補助金を活用しております。

この地図や写真を用いた市民向けのパンフレットや冊子の形式につきましては、都市整備課を含め、市の他部署においても作成しておりますが、多くの方が手に取って見ていただけるケースが多く、今回のように皆様に広く知ってもらうのに適しているため、このような形にいたしました。

内容につきましては、お手元にお配りしておりますが、昨年決定しました景観10選をメインに、桜の名所、現代的で優れたデザインの建築物、寺・神社、緑豊かな自然、公園について紹介しております。裏面はマップで紹介している箇所を地図に明示し、北側と南側それぞれのお勧め散歩コースを掲載しております。

全体の構成としては、子供やお年寄りが見ても分かりやすくするように写真を多く載せ、文字を少なくするようにしています。また、市制40周年を記念して決められた和光市のイメージキャラクターである「わこうっち」をPRと親しみやすさを高めるために使用しております。

こちらのマップ案をベースとし、より良い景観マップとするために皆様のご意見を参考にさせていただきたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

森田会長

ただいま、事務局から和光市景観マップの作成についての説明がありました。ご意見、質疑がございましたら、お願いいたします。

渡辺委員

景観マップは何部作成するのですか。

事務局

4,000部を予定しております。

渡辺委員

どういったところで配布するのですか。

事務局

市民が利用する公民館、図書館などの公共施設、市役所1階などに置いて周知していきたいと考えております。

渡辺委員

和光市ではいろいろなマップを作成しておられて、ホームページで見ても各部署で様々なマップがあるのですが、このマップは市民の方を対象とするものなのでしょう

か。市外の方が「和光市って良いまちだね」と見ていただけるような内容であるし、地図の中にも「和光市で会いましょう」とありますので市外の方も意識して作られたと思うのですが、市のPRという意味では市外でも広く提供することも考えられます。いかがでしょうか。

事務局

参考にさせていただきます。

森田会長

今、渡辺委員からご意見がございましたが、景観につきまして市民にPRしてご理解いただくというのはもちろんですが、市外の方に対してのPRをどうしていくかということも考えていく必要があろうかと思しますので、マップを作るのに力を注いでおられるでしょうが、そういったことも今後事務局のほうでご検討いただければと思います。

事務局

活用方法についても一度全体的に考えていきたいと思います。

中西委員

今日申し上げる意見ではないのかもしれませんが、事務局で大変ご苦労して作り上げたと思うのですが、この現代的な建物というのが必要なのかということです。和光市の文化的な面や環境的な面など和光市が目標とされる理念があると思うのですが、これがそういったことに合っているのか。ここに並んでいるとちょっと違うのではないかと感じるのですが、事務局ではこういった意図でまとめられたのでしょうか。

事務局

まず景観というものがどういったものなのかという定義ですが、文化的なものとか自然的なものだけではなくて、様々な風景ですとかこういった現代的な建物なども景観の一つとして捉えております。この誌面の中に並んでいるのを見ると、他のものとそぐわないとか違和感を感じるといったご意見もあろうかと思いますが、現代的な建物も優れたデザインのものや地区のランドマークとなるようなものがありますので、様々な視点から市内の景観を紹介するといった趣旨からこのような案をお示しいたしました。ただし、こちらはあくまでも案でございますので、ご審議いただいた中でいろいろなご意見をお伺いし、より良い景観マップとなるようにしたいと考えております。

中西委員

私も一市民としてこれを見た場合に、どこが現代的な建物なのかと感覚的に感じてしまうので、参考までに述べさせていただきました。それから、市民の方からご意見を頂くというのはないのですか。あくまでも作成した後で啓発に使っていくということなのですね。

事務局	はい、そうです。
森田会長	現代的な建物については、和光市景観計画の中でも市街地景観の形成というような記載があり、その一要素でありますので、載せても良いのかなとは思いますが。
中西委員	好みがありますので一概に良いとか悪いとはいえないと思いますが、写真を見た時に違和感を感じたということです。
事務局	先ほども申し上げましたが、こちらは案でございますので、載せる建物などについても他のものの方が良いのではないかなどのご意見があれば、差し替えることも可能です。
森田会長	建物について、和光市ではこれが特に素晴らしいといったようなものが何かありませんか。
中西委員	和光市ではこれが素晴らしいといったことであれば、もっと自然とか公園とか外に向かって誇れるようなものが良いのかなとは思いますが。
事務局	いろいろな視点から景観を捉えるということで、例えば中央公民館やホンダ本社ビルについては埼玉県の景観賞を受賞しているということもあり、現代的な建物という形で紹介させていただきました。
渡辺委員	現代的な建物という表題で載せているから分かりづらくて、誰の判断であるのかということも含めて不鮮明になっていると思います。載せるのであれば、先ほどお話のあった県の景観賞を受賞していて、その論評にどこを評価したというのがあると思うので、そういったことを載せると掲載理由も明確になるのかなという気がします。 市内における現代的な建物で一番良いものを載せるのであれば、市民から公募して投票などで決めてもらい、載せたら良いと思います。
森田会長	こちらに載せているものについては、事務局で良いのではないかとということでピックアップしたものですよね。渡辺委員のおっしゃるように、県の景観賞を受賞していて優れているだとか市民が市のシンボルとして選んだとか掲載理由がしっかりしていると良かったのかなと思います。
中西委員	和光市が誇るという基準がないといけないと思いますが、全体の構成等もありますから事務局にお任せしてはと思います。

森田会長	昨年景観１０選が決まって、その他にもこういった景観があることを知ってもらい興味を持っていただくという作成意図がありますので、マップをより良いものにするために他にもいろいろなご意見を頂ければと思います。
久保委員	まず、第一印象で内容が盛りだくさんであると思いました。景観１０選がメインであるのならば、このスペースだとどちらが主役か分らないですし、下の景観１０選以外の施設の説明がしつこい感じがします。 あと、裏面の散歩コースは歩くのが好きなので良いと思ったのですが、地図と文字が小さいので見づらいです。それとこういった地図は歩きながら見るものなので、例えば縦長にして横にコースの説明を入れたら良いと思います。ただこの案のようにジグザグだとコースが見づらいので、まっすぐにするとは分かりやすくなって良いのではないかと思います。
森田会長	地図や文字は大きくできますか。
事務局	紙面の大きさは決まっておりますが、可能な範囲で大きくするようにしたいと思います。
森田会長	文字を大きくするとどうしても説明文のところを簡潔にする必要があるのかなと。また、マップを見た人が一目で理解できるようなものを作ることが大事だと思いますので、その点を踏まえて変えていただければと思います。
中西委員	おっしゃるとおりなのですが、分かりやすく簡単に書くと不親切だとなり、情報をいっぱいにすると複雑で分かりづらくなりますので、その辺は事務局にお任せして検討していただければと思います。
渡辺委員	地図には景観１０選に選ばれているものが必ずしも散歩コースに入っていないくて、市のはずれにあるところは、そこにどうやったら行けるのかという情報が載っていない。ずっと市内に住んでいて歩くのが好きな方などは分かるのかもしれませんが、これをぱっと見てそこに行きたいと思った方にとっては難しいのではと感じました。それとそこに行っていただくのに徒歩で行くのか車で行くのか、車で行くのであれば駐車場の場所の記載も必要だと思います。 コースについては、市内の方を対象に考えるのであれば、ループ状になっているコースにし、どこからスタートしてもぐるっと見て回れるようにすると良いと思います。外から来ていただく方を考えるのであれば、駅を起点、終点にするというのが分かりやすいと思います。

森田会長	ただいまのご意見、コースに入っていない景観１０選への行き方を記載することと市内の方対象であればコースをループ状にし、市外の方対象であれば駅を起点とするという２点でしたが、いかがでしょうか。
事務局	景観１０選への行き方については、循環バスなどもございますのでそういった記載を含めて検討したいと思います。コースについてもご意見を参考にし、より良いものにしたいと考えております。
森田会長	他にございますか。
浪間委員	先ほどもご意見がありましたが、私は和光市に住んで長いのでこれを見て景観１０選の場所にすぐ行くことができますが、新しく住まわれた方がより簡単に現地に行けるようなものを考えていただけたらと思います。
金子副会長	１０月９日に天気良かったので、南コースと北コースを両方回ってみて、共に１時間位掛かりましたが、私は生まれも育ちも和光市で道もだいたい分かるので迷うことはなかったです。地図が間違えているところがあったのですが、ほとんどこの地図どおりに行けました。 市内の方は知っているところも多いのでこの地図で行けると思うのですが、市外の方は難しいかなと。ただし、あまり細かく書いてしまっても良いのかなとも思います。散歩というのは道順どおり行くのも良いとは思いますが、迷うのもそれにより新たな発見があったりして楽しいものだと思います。そういった面もありますので、どのくらいの度合いで書くのかというところを考えていただければと思います。 それと景観１０選に番号がふってあるのですが、和光市のホームページを見ますと景観１０選が選ばれたときの番号が載っていて、これと違うので統一した方が良いと思います。 あと渡辺委員もおっしゃっていたのですが、コースのループ状、散歩の回遊性ということでごるっと一回りして戻ってこられるような形だとより良いと思います。例えば南コースの神護寺と北コースの東明寺の間に公園とか神社がありますので、そういった所を繋げていくと回遊性が生まれると思います。
森田会長	景観１０選の番号の統一は大丈夫ですね。
事務局	はい。
森田会長	お二人からご意見がありましたが、回遊性を持ってループ状に回れるようなという

観点からのコース設定は非常に大事だと思いますので、委員の皆様からいただいた他の意見と共により良いものになるよう考えていただければと思います。

あと私からの意見なのですが、散歩コースの区間ごとの距離とかおおよその時間などがあると良いかなと思いますので、併せて検討してみてください。

それでは、景観マップの作成につきましては、これまで出されたご意見を検討していただいて、より良いものにしてもらうように事務局にお任せするといった形でよろしいでしょうか。

委員一同

「異議なし」

森田会長

ご了解いただきましたので、本日出された審議会の意見を検討していただき、景観マップを作成していただければと思います。できあがりを楽しみにしております。

それでは続きまして、審議事項（２）ア 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定について、事務局から説明をお願いします。

事務局

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定についてご説明いたします。

まず、景観重要建造物の指定でございますが、本市の景観づくりを進めるに当たり良好な景観を形成している、又は、形成することが望ましい重要な建造物について、次の３つの方針に基づき指定するものとしています。

まず１つ目が「地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、周辺景観を含め良好な景観の形成に重要なものであるもの」、２つ目が「道路など、公共の場所から外観の概ねの姿が容易に見えるもの」、３つ目が「当該建造物の指定は、当該建造物の所有者の意見を聴き、指定の同意が得られるもの」となっております。

この指定を受けますと、所有者は適切な維持管理が求められるほか、増改築、移転、除却、修繕に際して、市長の許可を受けることが必要になります。よって、民間所有の建造物の指定を行う場合には、所有者の管理負担の軽減を図るために何らかの財政的な支援措置について検討する必要があります。ただし、新たな財政的支援措置を設けることに伴う予算確保については、容易ではなく、支援に対する公益性や効果、様々な事業の中での重要度や優先度などを踏まえ、十分な精査や検討が必要となります。

参考に県内の指定状況を申し上げますと、埼玉県が景観重要建造物としてふじみ野市立福岡河岸記念館を、また、さいたま市が景観重要建造物２件を指定しております。これらはいずれも公共施設、公共所有のものであり、民間所有の指定は県内ではございません。

次に、景観重要樹木についてご説明いたします。

本市では、「和光市緑の保護及び緑化推進に関する条例」により、緑の保護及び緑化

の推進に係る施策を推進してきました。

今後の樹木の保全につきましては、良好な景観の形成にも配慮し、これまでの施策を継続して推進していくものと考えております。

景観重要樹木につきましては、景観重要建造物と同様に、本市の景観づくりを進めるに当たり、良好な景観を形成している又は、形成することが望ましい重要な樹木について、指定方針に基づき指定するものとしています。

指定方針は、まず1つ目に「地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、周辺景観を含め良好な景観の形成に重要なものであるもの」、2つ目に「道路など、公共の場所から樹木の概ねの姿が容易に見えるもの」、3つ目に「景観重要樹木の指定は、当該樹木の所有者の意見を聴き、指定の同意が得られるもの」となっております。

県内の指定状況でございますが、さいたま市が景観重要樹木3本を指定しており、すべて公共のものでございます。

補足でございますが、先ほど申し上げた「和光市緑の保護及び緑化推進に関する条例」に基づく和光市保存樹木につきましては、平成22年度末で709本指定しており、1本当たり年4,000円の助成を行っており、合計2,836,000円を支給しております。

以上のような点を考慮し、皆様には、ただいまご説明いたしました景観重要建造物及び景観重要樹木の指定につきましてご審議いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

森田会長

ありがとうございました。景観重要建造物及び景観重要樹木の指定については景観計画には記載がありますが、総合振興計画などには明記されていないのですか。

事務局

総合振興計画の中では、良好な景観形成の推進の施策指標といたしまして、市景観計画に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定件数を平成27年度までに1件、平成32年度までに2件を目標値として掲げております。

森田会長

建造物と樹木のそれぞれの目標件数があるのですか。

事務局

今申し上げた数値は建造物あるいは樹木を特定したものではないのでどちらでも良いのですが、指定の目標件数として記載しております。

森田会長

今説明があったとおり、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定については、上位計画である総合振興計画の中で位置づけられているということですから、市としては指定する方向でよろしいですね。

事務局	はい。
森田会長	県内の指定の詳細はどうなっていますか。
事務局	埼玉県が景観重要建造物として「ふじみ野市立福岡河岸記念館」を、さいたま市が景観重要建造物として「旧坂東家住宅見沼くらしっく館」、「地域中核施設プラザウエスト・記念総合体育館」の2件、景観重要樹木として「岩槻小学校のイチョウ」、「JR西大宮駅北口駅前広場のシンボルツリー・ツガ」、「JR西大宮駅北口駅前広場のシンボルツリー・ケヤキ」の3本を指定しております。
森田会長	それらは建造物も樹木もすべて公共所有のものということでよろしいですか。
事務局	はい。
渡辺委員	本日の審議会ではどういったことを決めるのでしょうか。
森田会長	まず、景観重要建造物及び樹木を指定するのかということが第一で、指定するとなった場合には、どこを指定するのか、支援措置はどうするのか、といったことに議論が展開していくことになります。 では、景観重要建造物及び樹木を指定するのかということについて、いかがでしょうか。
浪間委員	どれを指定するということではないのですが、想定される建物の中にはかなり年数を経ているものもあろうかと思しますので、指定するのであれば速やかに指定すべきだと思います。
森田会長	ありがとうございます。他にご意見ございますか。
久保委員	例えば景観マップに載っている長照寺の大いちょうなどは指定することによって保護される、あるいは保護しやすくなるということであれば、指定すべきだと思います。
金子副会長	先ほど709本というご説明がありました保存樹木ですとか、今お話のあった大いちょうは市の天然記念物ですが、こういった他の制度の指定があるものも重ねて景観重要樹木として指定していくのかということをお聞きしたいと思います。
事務局	景観重要樹木につきましては、保存樹木や市の天然記念物であったとしてもふさわ

しいものがあれば指定するものですので、そういったものを挙げていただければと思います。

森田会長

他の制度の指定を受けていても、景観重要樹木とすべきものであれば指定することは可能ということですね。建築物ですと新倉ふるさと民家園が市の指定文化財となっていますが、これにつきましても景観重要建造物として指定することは差し支えないということでしょうか。

事務局

はい、そうです。

森田会長

他にご意見ございますか。

渡辺委員

はい。総論としては賛成です。そこから先については議論が必要であろうかと思いますが、指定することについては賛成です。

森田会長

それでは、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定についての審議会としての意見といたしましては、指定していくということでしょうか。

委員一同

「異議なし」

森田会長

それでは指定していくということで合意が得られましたので、もう一步踏み込んだ具体的な議論に入りたいと思います。その前に事務局で何か考えなどがあれば説明をお願いします。

事務局

景観重要建造物及び樹木については指定していくということでご確認いただきましたので、先ほど久保委員から大いちょうのお話もございましたが、具体的な候補となるものがあれば挙げていただきたいと思います。他の事例を見てみますと、景観重要建造物では歴史的建造物が指定されているケースが多いのですが、本来の趣旨は文化的な価値を問うものではなく、景観的な視点から優れていて地域の景観の核、シンボルとして保全すべきものを指定するという制度でございますので、これに照らし景観的に素晴らしく未来にも残すべきだと思われるものがあればご意見いただければと思います。

森田会長

具体的なもので想定しているものは特にないということでしょうか。

事務局

はい。ただ先ほどもご説明いたしました、民間所有の建造物や樹木を指定する場

合には、何らかの支援措置を検討していただく必要が出てきます。逆に他市のように公共所有のものであれば支援措置が不要になりますので、そういった点も含めてご議論いただければと思います。

森田会長

それでは、景観重要建造物及び樹木について公共所有のものだけを指定するのか、あるいは公共所有、民間所有に関係なく指定するのか、この点につきましてご意見いただきたいと思います。

浪間委員

民間所有のものを指定するのであれば継続的に補助とか支援といったことが必要になってくるとのことです。市としてこの先、財政的に問題がないのか。指定すれば制限が掛かるわけですから、補助についてはきちんとしなければいけないわけで、今後にわたる財政的な裏づけがあった上で考えるべきことだと思います。

渡辺委員

民間所有のものに対する支援措置ということですが、景観重要樹木に対する具体的な支援というものがどういうものなのか。また、景観重要建造物の場合、景観的に姿、形が変わらないような保全に対する補助だと思うので、どのような支援措置が考えられるのかを具体的にお聞かせ願えればと思います。

事務局

まず建造物の方ですが、指定の対象が建造物だけではなく敷地や周辺の工作物なども該当しますので、例えば税法上の減免措置とか修繕費用に対する補助などが考えられます。樹木では一本当たり年間いくらといった補助なども考えられます。

他の事例として一般的なものと、景観重要建造物の修繕の工事費に対して、補助が何分の一以内、上限がいくらなどと決めて助成を行っています。

森田会長

和光市景観条例第19条及び第21条に景観重要建造物と樹木の管理の方法の基準ということで、所有者が行う管理について細かく記載されておりますが、支援措置に関しましては何も書かれておりません。ですから支援措置に関する前提条件などはございませんので、上限を設けないとか補助率を何分の一以内にする、維持管理の費用は負担するなどの議論した結果を当審議会の意見として報告するということになります。他にご意見ございますか。

久保委員

例えば助成金の制度を設け、既に保存樹木や市の天然記念物となっているものを指定した場合で、両方に支援措置があるようなときはどうなるのですか。

事務局

支援措置についてはそれぞれ別のものですので、各々の助成を受けられるようにすることも可能ですし、二重取りになってしまうから他の助成を受けている時は補助が

出ないとすることもできます。

森田会長

民間所有のものも指定するのかに関して私の意見を申し上げさせていただきますと、民間所有のものであっても景観重要建造物や樹木としてふさわしい、素晴らしい景観のものがあるかもしれないと思いますので、現段階においては間口を広げておいて候補を挙げてもらい、今後議論を重ねていく中で民間所有のものが指定すべき候補となったときには、並行して支援措置について考えていくというのがよろしいかと思っています。公共所有、民間所有を問わずふさわしいものを候補として検討していくということについてはいかがでしょうか。

浪間委員

例えば保存樹木ですと1本4,000円の補助が出ているのですが、その木を残すために下の土地はある程度広い範囲で使えないのに固定資産税は普通に掛かってしまい、補助の金額では全く足りないという状況があります。そうしますと開発のために樹木がどんどん切られてしまうというのが現状ですので、景観的に大変素晴らしい樹木でこれは未来にも残していかなくてもいけないというものであれば、所有者の方が納得するような支援措置の内容を考えていかないといけないと思います。

森田会長

例えば民地に市の施設があるような場合、税金面の優遇措置というのがありますよね。それと同じように景観重要樹木の指定を受けたら、その下の土地は固定資産税を免除するといったようなことを考えていかないと将来に残していけないですね。

事務局

民間所有のものを指定したいとなったときに所有者の承諾が必要になりますので、そういった支援措置が充実していないと難しいと思います。

森田会長

他にご意見ございますか。よろしいですか。それでは当審議会といたしましては、景観重要建造物及び樹木については指定していく、指定の候補としては公共所有、民間所有を問わず検討していくということでよろしいですか。

委員一同

「異議なし」

森田会長

それでは審議事項（２）アにつきましては審議を終了いたします。続きまして、審議事項（２）イ 今後行うべき事業や景観審議会で討議すべき事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局

今後行うべき事業や景観審議会で討議すべき事項についてご説明いたします。

まず、本市の景観に関する施策でございますが、本市は昨年度、景観行政団体にな

ったところであり、まずは多くの市民に景観への関心を持っていただくこと、意識を高めていただくことが重要であると考え、昨年度は皆様にご審議いただいた景観10選の選定、今年度は景観マップの作成といった啓発活動に取り組んでおります。

また、良好な景観形成の誘導策といたしまして、景観行政団体移行以前の平成20年、21年度に適用されていた埼玉県景観計画よりも届出対象を広げ、制限基準も厳しくした和光市景観計画に基づく建築物等の外観の色彩に関する届出制度がございます。これによりお配りした資料でございますように、国の機関や地方公共団体による通知を含む届出等の件数が、埼玉県景観計画適用時の平成20年度が6件、21年度が5件であったのに対し、和光市景観計画適用後は、22年度が10件、23年度は9月末現在で、34件と大幅に増えております。

また、県にはなかった完了届の提出制度を設けており、届出どおりの施工がなされているかにつきましても確認しております。

来年度以降につきましては、大変厳しい財政状況であり、新たな予算計上を伴わず、通常の予算の範囲内で行うことができることが求められ、具体的な取組といたしましては、新たな景観形成誘導策として、現在、土地区画整理事業を行っている駅北口地区における地区計画制度の活用を考えております。

内容といたしましては、屋外広告物について現在適用されている埼玉県屋外広告物条例よりも厳しい基準を設けることや、地区内のすべての建築物等の外観について和光市景観計画における色彩制限と同じ基準によるルールを定めることにより、駅北口の玄関口としてふさわしい景観形成の誘導を図る予定でございます。

また同じく、土地区画整理事業施行中の白子三丁目中央地区につきましても、組合理事と地区内住民による地区計画検討会が8回にわたり行われ、すべての建築物に景観計画と同様の色彩制限を設ける方向で検討がなされており、今後の手続きを進めていく予定となっております。

先般の東日本大震災以降、安心安全なまちづくりがより一層求められ、まちづくりに対する社会のニーズが変容しつつある中で、景観に関する取組については、このような社会情勢を踏まえながら今後も継続して行っていく必要がございます。

そういった中で、どのような事業を行うべきなのか、また、当審議会におきまして取り上げたい事項などございましたら、皆様のご意見をいただきたいと思います。

森田会長

ありがとうございました。それではただいまご説明いただきました今後行うべき事業や審議会として取り上げたい事項につきまして、ご意見をお伺いしたいと思います。

例えば、説明の中でありました土地区画整理事業など今後のまちづくりを行っていく上で、景観の観点からこれだけは守ってもらいたいという事項や和光市景観条例第3条に列記されている市の責務に照らし、必要だと思われる具体的な施策などがあれば、ご意見をお願いいたします。

私も景観計画等の作成などから関わってきて、その過程などを市内の方にお話したりする機会があるのですが、例えば派手な色の建物は良くないから規制しましょうというのは分かりやすいので理解していただけるのですが、良好な景観を創っていくようなまちづくりを進めていきたいと思いますという事はなかなか伝わらない。これまでそういうことをあまりイメージしたことがないということもありますが、良い景観、良いまち並みを創っていくことがその街にとって非常に価値があり、有意義なことであるということが伝わっていないので、行政がもっとPRすべきではないかなと思います。これは都市整備の範疇だけではなく、環境面や地域振興などといったありとあらゆる分野においてもプラスに働く要素が非常にあると考えられますので、ぜひ全市を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

それと和光市はまだ人口が増加していて、東日本大震災以降も台地で安全だし、地下鉄の始発駅で座れるし、計画停電にもならないまちだということで、評価が高いですよ。そういった中でさらに和光市の価値を高める意味も含めて良好な景観形成ということを大きく取り上げていってもらうような企画ができないかなと思います。

それから駅前通りの電線地中化のことなのですが、既に工事が進んでいて並木がなくなってしまうのですが、あの街並みをどのように創っていくのかということについて、いまだに明確な議論がなされていないです。並木を切って歩道を広げることがあるとは思いますが、和光市のシンボルロードである駅前通りがどうなっていくのか、私も含めた周辺住民にも見えていないというのが現状です。それによって、並木を唐突に切っちゃってひどいという意見が出てしまう。私は並木を残したほうが良かったと思うのですが、和光市景観計画の中でも景観重要公共施設としてシンボルロードの位置付けがあるわけですから、歩道を整備するために並木を切る必要があります、最終的にこのように良くなるというプラスの説明がなされ、市民や沿道事業者との合意形成を図って進めていくべきだと思います。

ごもっともなご意見だと思います。ただいまのご意見に関しましては事務局及び市の関係部署で検討し、取り組んでいただければと思います。

今回ご審議いただいた景観マップもただ作るというだけでは意味がない。目的は何かといったら、景観マップが和光市の素晴らしさ、魅力を知ってもらうきっかけとなり、景観を通じて他のことにも良い波及効果を生み出すことだと思うんですね。

それと渡辺委員のご意見にありましたが、今後まちづくりを行っていく中で、ただ規制を掛けるということだけではなくて、素晴らしいまちを創れるように誘導していくという視点で考えていかなければならないと感じました。

この今後行うべき事業や景観審議会で討議すべき事項については、テーマが漠然としておりますので絞り込みづらいののですが、委員の皆さんも良好な景観形成を通じて和光市をより良いまちにしていくという考えは一緒だと思います。当審議会の意見と

しては、渡辺委員が代表しておっしゃっていただいた、行政が景観形成に関するPRをもっと行うこと、市が一丸となって景観形成を進めまちとしての価値を高めること、それと付け足しになりますが、景観の事業というのは今後も継続して行っていくものですので当審議会でも引き続き議論していくということでいかがでしょうか。

委員一同

「異議なし」

森田会長

それでは本日ご審議いただいた結果を当審議会の意見として、市長にご報告させていただきます。

では以上を持ちまして、本日の議事は全て終了いたしました。これにて閉会いたします。委員の皆様、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。

